令和７年 11 月４日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ＰＥＴボトル事業部

業務委託仕様書

１．業務名称

「令和９年度ＰＥＴボトル再生処理事業者の登録審査（書類審査及び現地審査)」及び「令和８年度ＰＥＴボトル登録事業者への現地検査」に係る業務

２．目的

本仕様書は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、協会という）ＰＥＴボトル事業部が行う、令和 9 年度ＰＥＴボトル再生処理事業者の登録審査（書類審査及び現地審査）及び令和 8 年度に実施する、登録事業者への現地検査に係る業務委託の業務内容を規定するものである。

３．業務委託に関する当協会の方針

業務委託は、当協会業務の公益性に配慮し、公共性、透明性に支障をきたさないものであり、かつ、当協会が自ら実施するものよりも経済性、専門性等において有利であり、委託することにより優れた成果が期待されるものでなければならない。

４．業務委託詳細

（１）再生処理事業者の登録審査に係る技術支援業務

協会の実施するＰＥＴボトル再生処理事業者の令和 9 年度登録審査に関し、適正な登録審査が実施できるように技術的支援を行う。本業務は、登録審査準備、書類審査、現地審査及び審査結果総括資料の作成に分類される。

① 登録審査準備

ア．例年７月中旬を目途に開始される次年度登録事業者説明会の実施前に登録審査に関し、ＰＥＴボトル再生処理事業者の登録要件、申請方法などを明確にする説明資料を作成し、協会との打ち合わせ後、詳細を決定する。

イ．上記説明資料に則り、登録審査における書類審査実施手順書、現地審査実施手順書、書類審査合否判定基準案及び現地審査判定基準の案を作成し、協会との打ち合わせ後、詳細を決定する。

② 書類審査

登録申請に際し、例年 7 月末日までに再生処理事業者より提出された書類を基に、登録申請事業者の施設ごとに登録基準を満たしているかいないかについて審査を実施する。審査は書類審査実施手順に従い実施し、書類審査判定基準に則り、再生処理事業者毎に合否の判定を行い、その結果を8月末までに協会へ報告する。

本件業務受託者は、その間、当協会の求めに応じ、書類審査の進捗状況を報告する。

なお、登録申請事業者数は、再生処理事業者 41 社 48 施設が申請した場合を想定した費用見積もりで算出して作成、提出すること。

③ 現地審査

書類審査で申請された事業者・施設の中で現地での確認が必要と認められたものについて協会職員と共に訪問し、企業理念、事業計画、設備、関連法規遵守状況、安全衛生面等に関し、現地審査を実施、報告書を作成し協会へ提出する。報告にあたり、デジタルカメラ等使用し、画像記録も用いる。

また、審査は現地審査実施手順に従い実施し、現地審査判定基準に則り、合否の判定を行い、その結果を審査結果総括資料として 10 月初旬頃までに協会へ報告する。

なお、現地審査は、現地へ訪問以外に Zoom 等を活用する場合がある。

費用見積もりにあたり、3 社 3 施設に対して現地審査を実施すると想定した算出にて作成、提出すること。

④ 審査結果総括資料の作成

登録申請事業者の登録の可否については、書類審査・現地審査の判定の結果を受け、協会で決定するが、その拠り所となる各審査結果の概要並びに詳細を紙媒体、及び電子ファイルにて当協会が指定した期日までに提出する。本件業務受託者は、その間、協会の求めに応じ、当該資料作成の進捗状況を報告する。

⑤ 書類の追加審査

提出された書類を基に審査を行うが、審査の過程で、追加で書類を徴求する場合や差し替え等で審査期間外にも書類等が提出されるため、その提出された書類も審査を行う必要がある。

⑥ 主な技術支援の内容

登録審査に係る技術支援業務の内容は以下である。

ア）審査項目、審査内容の作成及び合否判定基準の作成に関する技術的助言

イ）書類審査、現地審査等手順書の作成に関する技術的助言
ウ）登録申請された事業者から提出された書類の整合性の確認
エ）登録申請された事業者から提出された書類が関係法令に適合しているかの整合性の確認
オ）登録申請された事業者から提出された書類と実際のマスフローの整合性の確認
カ）再商品化製品のスペック確認（容リ法や協会、再商品化製品利用事業者が定める品質規格への適合性の確認）
キ）安全・衛生面の管理状況の確認
ク）設備の改造、変更等の有無の確認
ケ）現地職員の当該業務認知度の確認
コ）関係法令遵守状況の確認
サ）安全・衛生面の管理状況の確認
シ）廃棄物管理状況の確認
ス）公害防止対策（騒音規制、振動防止、水質汚濁等）の確認
セ）指導（現地審査でＰＥＴボトル再生処理事業者を訪問した際に、協会の求める再商品化事業を実施しているかを製造現場等で確認し、問題ある場合は、協会職員とともに指導を行う。）
ソ）上記ア）からセ）を協会職員自らが実施することがあり、これらに関し、協会から技術的助言を求められた場合の適切な対応

（２）再生処理事業者の現地検査並びに再生処理事業者に関する管理等の支援業務

当該年度再生処理を実施している再生処理事業者を協会職員と共に訪問し、操業が適正に実施されているか否かを確認し、不適正な事項があれば指摘し、改善を求める。また、再生処理を実施している再生処理事業者は毎月、協会へ再商品化実績を報告しており、指定フォームの日報、月報等操業管理書類を提出しており、その提出された書類の管理、分析を実施し、不適正な事項があれば協会へ報告し、再生処理事業者へ改善を求める。

① 実施手順書の作成

現地検査に際しては、年度初めに現地検査実施手順書案を作成し、協会との打ち合わせで詳細を決定する。

② 事前準備

訪問調査前に、訪問先の登録申請書類や操業に関する書類等を確認し、現地での確認事項を協会へ報告する。

③ 主な現地検査・再生処理事業者に関する管理等の内容

ア）日報、月報等操業管理書類と実際のマスフローの整合性確認（再生処理事業者の月報、月次実績の分析、報告も含む）

イ）在庫、保管状況確認（市町村引き取り品、仕掛品、出荷待ち再商品化製品の適正在庫、保管状況等の確認）

ウ）再商品化製品のスペック確認（容リ法や協会、再商品化製品利用事業者が定る品質規格への適合性の確認）

エ）再商品化製品の販売状況確認

オ）設備の改造、変更等の有無の確認

カ）現地職員の当該業務認知度の確認

キ）関係法令遵守状況の確認

ク）安全・衛生面の管理状況の確認

ケ）廃棄物管理状況の確認

コ）公害防止対策（騒音規制、振動防止、水質汚濁等）の確認

サ）指導（現地検査でＰＥＴボトル再生処理事業者を訪問した際に、協会の求める再商品化事業を実施しているかを製造現場等で確認し、問題ある場合は、協会職員とともに指導を行う。）

シ）上記ア）からサ）を協会職員自らが実施することがあり、これらに関し、協会から技術的助言を求められた場合の適切な対応

④ 要改善事項の指摘

現地検査時、現地において改善すべき事項を指摘し、再生処理事業者へ改善を求める。

⑤ 報告書の作成

現地検査終了後、速やかに現地検査の報告書を作成し、協会へ提出する。

現地検査時はデジタルカメラ等を使用し、画像記録も用いる。

⑥ 指摘事項への対応

再生処理事業者から提出された訪問調査時指摘事項の改善報告を確認し、その検証結果を指定法人へ報告する。

費用見積もりにあたり、現地検査訪問予定事業者数は、1 年で再生処理事業者 41 社 48 施設と想定し、算出すること。

⑦ 再生処理事業者に関する管理

再生処理事業者は協会の入札結果を受け市町村からの分別基準適合物を引き

取り、再商品化を実施している。これらを毎月実績報告し、再商品化費用の請求及び支払いを行っているが、月報等の操業管理書類等を提出している。提出された書類を分析し、実績報告内容に齟齬が無いか、関係法令等に適合しているか等不適正行為がないか整合性を確認し、協会へ定期報告をする。

この確認するための適切な日報、月報等の操業管理書類の作成及び分析するためのフォームの作成、運用手順を協会と協議し運用する。

また、再生処理事業者が当該年度中に施設の変更や提出された書類の変更、協会が再生処理事業者を当該年度の再商品化事業を行うにあたり、適切な期中管理を実施するために提出を求める必要な資料を協会と協議し、作成、その資料等の審査等を実施する。

なお、協会の入札は半年に1回行われるため、半年毎に事業者が変動する。

対象となる事業者数を1年間で41社48施設と想定し、費用見積もりを算出すること。

（3）再商品化製品利用事業者（販売先）の利用状況調査に関する支援業務

協会職員と共に再商品化製品利用事業者を訪問し、利用状況に関する情報を得る。

① 実施手順案・報告書案の作成

年度初めに具体的調査事項に関する実施手順書案並びに再商品化製品利用事業者訪問報告書案を作成し、協会との打ち合わせで詳細を決定する。

② 主な調査内容

ア）再商品化製品利用事業者（販売先）が具体的にどのような製品の原料として利用しているのか確認する。

イ）再商品化製品が、再商品化製品利用事業者が求める品質規格に適合しているか確認する。

ウ）再商品化製品の需給・価格状況などの情報をヒアリングする。

③ 報告書の作成

再商品化製品利用事業者訪問後、確認した内容に基づき報告書を作成し、速やかに協会へ報告する。

費用見積もりにあたり、予定訪問再商品化製品利用事業者数は1年で1社1施設と想定し、算出すること。

（4）再生処理事業者管理業務の改善効率化へ向けた技術的助言

再生処理事業者から提出された書類や、日報、月報等操業管理書類の分析、現地

検査、再商品化製品利用事業者（販売先）の利用状況調査等、本業務委託を通じて得られた知見を基に、協会を交えた討論を行い、効果的・効率的な管理業務を提案し、容器包装リサイクルシステムの構築に寄与する。

また、再商品化事業の履行に付随して生じる問題に関し、情報の整理及び調査等も併せて実施する。

５．情報セキュリティ

（１）情報セキュリティに対する方策について記述のこと。本業務委託に関しては秘密保持契約を締結するものとする。

また、単年毎に当協会が作成した個人情報保護に関する誓約書の提出、および、管理報告書を提出していただきます。

（２）登録申請された事業者から提出された書類等の複写を本件受託事業者は保管しなければならず、その書類等保管、管理方法を記述する。

また、過年度分の保管方法、廃棄する場合の方法も記述すること。

以上